

- 県外から牛を導入した際は、ヨーネ病検査を受けましょう・・・1・2
- 飼養衛生管理基準（鶏）の遵守状況の確認巡回（中間結果）・・・2・3
- 牛コロナウイルス病に注意しましょう！・・・4・5
- 東北地域病性鑑定部門別会議（細菌）で得られた知見・・・5・6

## 県外から牛を導入した際は、ヨーネ病検査を受けましょう

大家畜課

岩手県では、ヨーネ病対策として、家畜伝染病予防法第5条第1項に基づき、乳用牛と肉用牛について5年に1度の定期検査を行っています。乳用牛は平成10年度から、肉用牛は平成20年度から実施し、感染牛の摘発・とう汰及び消毒の徹底により、清浄化を進めているところです。

定期検査による摘発が減少し、県内の清浄性が高まったことから、平成25年度から、県外導入牛については無料でヨーネ病検査を実施しています。昨年度、当所管内で県外導入牛検査を受けた牛319頭のうち、患畜1頭、定性陽性牛※2頭が摘発されました。

**本病の主要な侵入経路の一つに、感染牛の導入が挙げられます。**感染牛は発症前から糞便中に排菌するため、気付いた時には農場が高度に汚染されてしまう厄介な伝染病です。

侵入防止のため、県外導入牛は必ずヨーネ病検査を受けましょう。

※定性陽性牛：患畜となる基準値未満のヨーネ菌遺伝子が検出された牛

### 1 県外から導入（購入）する前に

- 出荷農場（導入元）のヨーネ病発生状況を確認しましょう
  - ・ カテゴリーⅠ農場（ヨーネ病が陰性であることが確認されている農場）  
⇒ 「農場カテゴリーⅠ証明」を受けていることを確認しましょう
  - ・ カテゴリーⅡ農場（ヨーネ病の発生があり、現在対策中の農場）  
⇒ 導入しないことを勧めますが、止むを得ず導入する場合は、導入する前の「ヨーネ病検査証明書」を確認しましょう

### 2 県外から導入したら

- 直ちに、ヨーネ病検査を受けましょう
- 陰性が確認されるまでの間、空牛房を利用する等、他の飼養牛と接触させないように隔離飼育しましょう（万一検査で陽性となった場合は、助成金を活用し、当該牛のみとう汰します）

### 3 家畜保健衛生所への検査依頼方法

- 導入予定が決まったら、家畜保健衛生所に連絡しましょう
  - ・ 導入予定日、頭数、導入元都道府県等
- 採材、家保への搬入（採材・搬入にかかる費用は、依頼者様にて負担願います）
- 検査手数料は必要ありません
- 採材方法や不明な点は、お問い合わせください



## 飼養衛生管理基準（鶏）の遵守状況の確認巡回（中間結果）

中小家畜課

9月14日現在、全153戸のうち151戸の確認が終了しました。そのうち65戸で改善を要する事項が確認されています。複数項目が該当した農場もありました。

#### 不備及び改善が必要と思われた飼養衛生管理基準項目と該当した農場戸数

- |                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| ●家きん舎出入り時の長靴消毒不備（未実施等）                | 1戸  |
| ●家きん舎の屋根又は壁面破損箇所の修繕不備（鶏舎壁面、排気フードの破損等） | 3戸  |
| ●家きんの死体保管場所への野生動物侵入防止措置の不備（野外への放置等）   | 1戸  |
| ●衛生管理区域の境界明示の不備（境界ロープの開放放置等）          | 10戸 |
| ●衛生管理区域への立入制限明示の不備（看板未設置等）            | 2戸  |
| ●車両消毒設備の不備（消毒液の未補充等）                  | 6戸  |
| ●家きん舎ごとの長靴設置不備（一部鶏舎間共用等）              | 14戸 |
| ●家きん舎出入り時の手指消毒不備（消毒資材の未常備・未携帯等）       | 12戸 |
| ●家きん舎への防鳥ネット等の設置及び修繕不備                | 11戸 |
| ●家きん舎の屋根又は壁面破損箇所の修繕不備（鶏舎壁面、排気フードの破損等） | 21戸 |
| ●衛生管理区域立入者の記録作成及び1年間保存の不備（記録漏れ等）      | 4戸  |

※うち20戸では複数項目が該当

また、飼養衛生管理基準の項目ではありませんが、衛生管理区域内の環境整備（樹木の伐採や草刈等による野生動物の侵入路遮断）やイヌやネコ等の家きん舎への出入防止も、侵入防止対策として有効です。

例年、11月初旬には死亡野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認される傾向にあり、昨年度も同時期に国内に侵入したものと考えられています。

渡り鳥の飛来シーズン前に、再度、飼養衛生管理基準を確認し、侵入防止対策を徹底してください。



踏込み消毒槽による靴底の消毒



破損は速やかに修繕しましょう



消毒用アルコールによる手指消毒

#### ◆異常鶏に係る通報及び立入状況

10月4日現在、異常鶏に係る通報件数は36件となっています。死亡増加の推定要因としては、熱死が19件と最も多く、次いで大腸菌症やアデノウイルス感染症などの疾病によるものが8件と多くなっています。

飼養衛生管理基準の遵守は、高病原性鳥インフルエンザだけでなく、他疾病による損耗防止対策としても基礎となるものですので、是非、遵守徹底をお願いします。

また、異常が確認された場合の速やかな通報についても、引き続き徹底願います。

#### 異常鶏通報の状況 ※10月4日現在

- |                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| ●熱死 19件            | ●疾病（大腸菌症、アデノウイルス感染症等）8件 |
| ●管理失宜（水漏れ事故、圧死等）3件 | ●その他（初期落ち等）4件           |
| ●災害（浸水、強風等）2件      |                         |

計 36 件

# 毎月1日は「消毒・点検の日」!

## 1 牛コロナウイルス病とは？

牛コロナウイルスによる急性の下痢と呼吸器症状を示す感染症で、子牛、成牛ともに感染します。成牛では、寒冷期（晩秋から早春）にかけて好発し、短期間に多数の牛に感染が拡がり、淡褐色または暗緑色の下痢を示します。とりわけ、酪農では、搾乳牛の産乳量が顕著に低下し、大きな経済的損失となります。まれに、本ウイルスが、呼吸器に感染した牛では、発熱、咳、鼻汁を認めます。特に、子牛では他のウイルスや細菌と混合感染することで重症化する場合があります。

## 2 管内発生状況（H28年11月～H29年5月）

本病による下痢症が3戸、呼吸器病が5戸で認められました。

## 3 予防のポイント

### （1）農場内にウイルスを持ち込まないように履物の交換、洗浄、消毒をしましょう！

牛コロナウイルスには、逆性せっけん、塩素系、ヨード系、アルデヒド系、消石灰等が有効です。一般的に、消毒薬は、低温環境下では効果が低下します。また、有機物（糞便、土）が混ざることでも、効果が低下します。寒冷期の消毒は、消毒薬の濃度を高くして、ブラシ等で汚れを水洗いしてから行いましょう！

凍結の心配がない消石灰による消毒法もあります。  
消石灰を粉末の状態に万遍なく付着させるため、厚さ5 cm程度になるようにバットに入れて消毒槽を設置します。

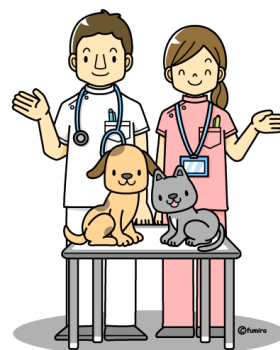


## (2) ワクチンで予防しましょう！

本病は寒冷期に流行することから、上記の病原体侵入防止対策に加えて、秋期（9月～10月頃）にワクチン接種をすることで、発症を抑えたり、症状を軽減することができます。本病に対するワクチンには、牛コロナ不活化ワクチン※と牛下痢5種混合不活化ワクチンがあります。

初めて接種する牛は、初年度は2回接種をすることで、翌春まで発生防御できるレベルの抗体を維持できます。次年度以降は、年1回、秋期（9～10月頃）の接種が推奨されています。また、牛下痢5種混合不活化ワクチンは、母牛へのワクチン接種による子牛への乳汁免疫賦与効果があります。ワクチン接種については、かかりつけの獣医師にご相談ください。

※牛コロナ不活化ワクチンは、現在、販売停止中ですが、岩手県南家畜衛生推進協議会では、代替品として牛下痢5種混合不活化ワクチンを取り扱っています。協議会の事業を活用した場合、接種代金は1頭1,200円/回です。



## 東北地域病性鑑定部門別会議（細菌）で得られた知見

大家畜課

平成29年8月31日、9月1日に東北6県の家畜保健衛生所の病性鑑定担当が集まり、各県の症例について意見交換を行う標記会議が青森県で開催されたので、その中で得られた知見をご紹介します。

### 1 牛の呼吸器病

牛の呼吸器病に関与する細菌のほとんどが *Mannheimia haemolytica* (Mh) や *Pasteurella multocida*、*Histophilus somni*等のグラム陰性菌であり、各県では主に発症牛の鼻腔スワブを材料に分離培養検査を実施しています。鼻腔スワブからは、原因菌のみならず環境常在菌も分離されるため、原因菌のみを分離しやすい気管洗浄液の分離成績との一致率は68%となっています。そのため、原因菌の特定には、気管洗浄液を材料に分離培養を実施すること、鼻腔スワブを材料とする場合には、複数頭の検査を実施することが必要となります。

また、Mhが常在していた一酪農場で、導入牛とともに既存の遺伝子型と異なるMh株が侵入し、複数頭が死亡した事例が紹介されました。同事例では、導入後、2週間にわたり排菌が確認されたことから、Mh対策として、導入時には2週間の隔離飼養が必要です。

## 2 サルモネラ症

近年、本県の牛及び豚のサルモネラ症から分離されるサルモネラ菌の血清型は、ほとんどが *Salmonella* O4:i:-または *S. Typhimurium* です。O4:i:-は、他県でも多く確認されています。分子疫学的検査において、複数の畜種及び野鳥（カラス）で同一の遺伝子型の株の浸潤が確認されていることから、野生動物を介した伝播、人や物を介した伝播を防止するための対策が重要です。

また、牛ではサルモネラの不活化ワクチンが市販され、発症予防に利用されているものの、一部でアナフィラキシーショック等の副作用も報告されています。生菌を使用しない、菌体成分ワクチンの開発が研究されており、家畜への応用が期待されます。

## 3 薬剤耐性菌

これまで、飼料添加に使用されていた抗生物質「コリスチン」が、平成 30 年度より使用できなくなります。コリスチンは緑膿菌や赤痢菌等のグラム陰性桿菌に殺菌的に働き、ヒト分野において多剤耐性菌への「最後の砦」とも言われています。近年、プラスミド性に細菌同士で伝達するコリスチン耐性遺伝子 *mcr-1* の存在が報告されて以降、国内由来株での保有状況も調査され、今回の会議でも、健康家畜由来の大腸菌のうち 7.6% (5/66 株) に *mcr-1* の保有が確認されました。コリスチンの飼料添加禁止後の *mcr-1* 保有状況について、その動向が注目されます。

また、国内由来株で解明されていなかった *Mycoplasma bovis* のマクロライド耐性機構について、23S rRNA ドメインⅡ領域（マクロライド系抗生物質の結合部位）の点変異を確認したとの報告がありました。変異株（耐性株）は感受性株に比べ発育が遅くなる傾向にあるとのことでした。

〒023-0003 岩手県奥州市水沢区佐倉河字東館 41-1

岩手県県南家畜保健衛生所

TEL 0197-23-3531

FAX 0197-23-3593

岩手県南家畜衛生推進協議会

TEL 0197-24-5532

FAX 0197-23-6988